

原子力災害補償をめぐって

はじめに

妻 それでは私が司会をさせていただきます。

わが国の原子力平和利用という問題も最近急速に進歩いたしました。そこで、原子力発電会社の設備もだいぶ本格的になつたようですが、あちこちの大学の研究室の計画も具体化されています。そのほかいろいろな会社が設立されたりしていますが、かような場合にその候補地になっている土地の住民にとって、一番懸念されるることは、万々一災害を生じた場合の賠償措置が法律のうえで十分整っていないということになります。東海村の関係者からもしばしば強い要望が出されていますし、またこの問題がひっかかるて候補地を探すことができないという困った状態に陥っているところもあるようあります。そこで政府のほうでも、昭和三三年に原子力委員会に原子力損害の補償に関する専門部会を設けて、法律案要綱の審議を委嘱しました。そして、その答申に基づいて政府の責任で二つの法案を立案いたしました。一つは去年の国会に提出して継続審議になり、もう一つはことし上程されて、両方一緒に法律になったのです。この二つの法律と申しますのは、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和三六年六月一七日法律第一四七号）と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和三六年六月一七日法律第一四八号）であります。今日はこれに関係のある皆さんにお集まりいただきお話し願うわけであります。

ここにお集まりいたいたいた大部分の方は、先ほど申しました専門部会の委員であったのですけれども、委員会が答申を作る場合にはいろいろな立場の意見があって、妥協を余儀なくさせられた方もあつただらうと思います。また答申に基づいて政府が立案される場合にも、他の省との交渉の結果、譲歩しなければならない部分もあつたと思います。そうした妥協や譲歩の結果でできた法律の内容については別に説明や解説がなされますから、この座談会では、各自がそれぞれの立場から主張されたことでそれが答申なり法律なりにあらわれていかない点について、忌憚のない意見をお述べ願いたいと思いま

ます。また、部会の委員でなかった方は、第三者の立場で各自の批判的意見をお述べ願いたいと思います。

それでは順序として、二つの法律の成立までの経緯を、当時政策課長として当面の責任者であった井上さんにお願いいたします。

一 原子力災害補償二法の成立・経過

井上 私ただいま通産省炭政課長であります。が、原子力損害賠償の賠償に関する法律それから原子力損害賠償契約に関する法律の作成にあたりましては、科学技術庁原子力局政策課長として約二年半の間立案の責任者であった関係で、お尋ねの点について少し申し上げてみたいと思ひます。

二法の必要性と専門部会の答申

井上 なぜこの二つの法律が必要になりましたかということですが、その発端となりましたのは昭和三年に日米原子力協定の第一次協定が締結されて、その中ではじめて免責条項という問題が国内で問題となつたことになります。

この原子力平和利用につきましては、当時すでに欧米諸国においては研究開発が相当進んでいたわけです。特に原子力発電あるいは原子力船の開発につきまし

ては相当なテンポで進み、原子力発電については今日すでに実用の段階にまで入っています。それから原子力船についても、現在の状況では採算性に乘りえないという問題点は残っていますけれども、アメリカでは七年先、イギリスでは十年先にはコマーシャル・ベースに乗るといわれているような段階にきているわけであります。すでに技術的には相当深い解説がなされているわけです。政府は、この技術革新による新しい産業を造成していくという決意をかため、昭和三年一月に原子力委員会を設立し、その育成策を方針として決定したのです。ところがその原子力産業を成り立たせるための最も大事な前提的要件は、この原子力を平和利用いたしまして過程で万々一原子力の事故が起こった場合、その災害に対してどのような第三者保護の措置をとるかということがあります。歐米諸国においてもこれは日本とまったく同じであります。原子力災害に対し、すでにアメリカ、イギリス、西独いすれも損害賠償措置に関する法律が施行されておりました。その内容といたしましては、原子力災害は巨額な災害が予想される。その場合原子力事業者だけの資力では第三者保護にたまらず、おそらく原子力損害賠償にたしまして、おそらく原子力損害賠償に関する法律体系として、最も望ましい内容ではないかと今更ながら考へてゐるわけです。当時この答申を受けまして、法律の原案はこの答申書に忠実にと、ここで作ったのですが、内容につきまして

今日ひるがえつてこの答申書を拝見いたしまして、おそらく原子力損害賠償に関する法律体系として、最も望ましい内容ではないかと今更ながら考へてゐるわけです。当時この答申を受けまして、法律の原案はこの答申書に忠実にと、ここで作ったのですが、内容につきましては、特に損害賠償の責任の問題、それから損害に対する国に措置などにつきましてはこの答申にあるようすつきりした考え方を日本政府としていまだとりえて、被害者をどういう体制で保護してい

こういった各国の損害賠償制度を背景にして日本におきましてもおくればせなつています。それから原子力の平和利用をやつしていくといふ場合に、原子炉設置に対する地元の不安を除き、第三者保護をかる見地からどのような制度を作るかということで、昭和三十三年一二月に原子力委員会は原子力の災害補償に関する海外調査団を派遣いたしますと同時に、一一月には第一回の原子力災害補償専門部会を開催したわけであります。それ以来昭和三六年五月まで數十回に及びこの専門部会を開き熱心に御討議いたいたわけであります。昭和三四四年一二月一二日には原子力災害補償専門部会の答申をいたしました。私ども原子力行政を担当しているものとしては、この答申書を受けましてできるだけこの答申の線に忠実なようにといふことで原案を作成したわけであります。

二法のしくみ——骨子と問題点—— 公衆の保護と原子力事業の維持

井上 それから次に、この二法につきまして、簡単にその骨子と問題になつた点を申し上げてみたいと思います。まず原子力損害の賠償に関する法律であります。これが、いわば本法の形になつて、もう一つは本法に基づく國の補償契約法であります。

本法の目的であります。これは「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する」とを目的とする」ということになります。政府部内の討論に際して、第一条の目的から大論争になつたのです。その問題点を簡単にごひらういたしますと、私どもが本法を作成しようとした目的は、原子力の平和利用を推進していくときに最も問題になる万々一起こる被害に対して、被害者をどういう体制で保護してい

くが、この被害者の保護をはかると同時に原子力損害賠償の責任をもつ原子力事業の経営の破綻する虞れのあるような形の賠償措置では困るので、この法律の立法趣旨は、被害者の保護をはかるということと原子力事業の経営を健全に育てていくという趣旨を生かして損害賠償が完全に行える体制を作ることが必要だと考えていたわけであります。これに対して、当初関係官庁の担当官は、原子力事業の健全な発達に資るために国が助成措置を講ずることはできるけれども被害者の保護を国が直接責任を負う形ではかるということはできないと主張された。由来日本の財政支出の考え方、国の財政支出面における役割としては、第三者たる被害者に対して直接損害賠償責任を国が負って支払うというような前例は明治以来ない。このような前例を作ることは他の産業災害についても波及し、国の財政負担は膨大なものとなる虞れのあることを懸念し、この法体系全体を通じて、被害者の保護をはかるということは目的の中に入れるべきでない。むしろ原子力事業の健全な発達に資するという立場から、国が事業者に対して損害賠償が経営を破綻させることなく行われるように援助をするというような思想であるべきだ。その援助の過程を通じて事業者が被害者に対して賠償支払いができるようすればいいではないかというような考え方

方があつたわけであります。しかしながらこの立法の趣旨をみても、第一にあがれられているのは公衆の保護である。ことに國家の経済政策の要請によつて、原子力産業が必要だ、政府もこれを将来のエネルギー政策の中核とするため育成することに國の方針として決定している場合に、その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対しても被災者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先づ行きづまり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持つていて、したので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護をはかるという言葉が入らなかつたわけであります。しかしながら申しましたような考え方、法体系の中でききどき出て参るわけであります。

事業者の従業員の損害

方があつたわけであります。しかしながらの立法の趣旨をみても、第一にあがれられているのは公衆の保護である。ことに國家の経済政策の要請によって、原子力産業が必要だ、政府もこれを将来のエネルギー政策の中核とするため育成することに國の方針として決定している場合に、その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対しても被災者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で先づ行きつまり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持っていますので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護をはかるという言葉が入らぬといふ、法の体系をなさないと見え、主張をくりかえし、立案の最終段階でこの「被害者の保護を図り」という言葉が入ったわけであります。しかしただいま申しましたような考え方は、法体系の中できときどき出て参るわけであります。

無過失責任の原則

方があつたわけであります。しかしながら立法の趣旨をみても、第一にあげられているのは公衆の保護である。ことに國家の経済政策の要請によつて、原子力産業が必要だ、政府もこれを将来のエネルギー政策の中核とするため育成することに國の方針として決定している場合に、その産業を操業してゆく過程に不幸にして生ずる災害に対しても被害者の保護について十全を期しえない限り、原子力産業は立地問題で必ず行きつまり、周辺住民との間の紛争も絶えず、安定して成長しないという考え方を私どもは持つてはいたので、どうしてもこの目的の中に被害者の保護をはかるという言葉が入らないといふ、法の体系をなさないと考え主張をくりかえし、立案の最終段階でこの「被害者の保護を図り」という言葉が入ったわけであります。しかしただいま申しましたような考え方は、法体系の中で

損害賠償措置

ります。この点についてはいろいろ見立てがあると思いますけれども、諸外国においては、従業員の業務上の損害について、比較的労災補償保険体系が完備していますので、形式上は賠償法案の中でもいる国とみてない国と両方ありますけれども、實質は労災補償保険体系でめんどうを見るという形になっています。本法案の作成に際しても最初の原案には従業員の業務上受けた損害も本法に含めて考えたこともありましたが、従業員の労災補償体系との関係もありなお今後勉強すべきだということで、一応この法律においては除いて、第三者保護の法案に一貫したわけであります。この従業員の労災については、差当り労災補償保険体系でみていくという考え方をとっているわけです。しかし本法と労災補償保険との関係については、なお今後とも研究して解決する必要があろうと思ひます。

無過失責任の原則

ります。この点についてはいろいろ見ています。従業員の業務上の損害については、比較的労災補償保険体系が完備していますので、形式上は賠償法案の中で述べている国とみてない国と両方ありますけれども、実質は労災補償保険体系でめぐらす形になっています。法案の作成に際しても最初の原案には従業員の業務上受けた損害も本法に含めて考へたこともありました。従業員の労災補償体系との関係もありなお今後勉強すべきだということで、一応この法律においては除いて、第三者保護の法案に貫したわけであります。この従業員の労災については、差当り労災補償保険体系でみていくという考え方をとっているわけです。しかし本法と労災補償保険との関係については、なお今後とも研究して解決する必要があるうと思います。

損害賠償措置

のですが、ここにただし書が入っていません。天災地変又は社会的動乱によって生じた損害のものであるときは、「この限りでない」この点は専門部会でも相当長時間ご議論をいただいた点があります。これは無過失責任の原則を原子力事業者に適用した場合に、諸外国の例にもあるように不可抗力性の特に強い天災地変や社会的動乱の場合に、一体原子力事業者に最後まで賠償責任を負わすべきかどうかという点について、結論的にはこういう表現のたどり書きをおいたのであります。全体の体系としては、無過失賠償責任と原子力事業者に対する責任集中ということが一つの柱になっているわけであります。

なお第五条に求償権の規定をおいてあるのですが、専門部会で求償権に関する特約を認めるか認めないか、あるいは故意過失の場合の求償権の考え方をどうすべきかというようなどご議論があつたわけあります。

1961.10.15 (No. 236)

リスト

しきは一事業所当たり五〇億円までの損害賠償措置を講じていなければいけない。これは原子力損害賠償責任保険と原子力損害賠償補償契約それから供託といふことが措置の内容になっていますが、そういう形で賠償措置を講じてなければいけないという体系を作ったわけあります。

なお補償契約の趣旨としましては、民間の責任保険契約によつては埋めることができない原子力損害について——これは民間の責任保険契約では地震とかその他義務違反的な問題については保険の対象にならないという保険約款になつてゐるので、第三者保護という観点から穴になつてゐる点については、国が補償契約で間隙の生じないよう穴埋めをするという建前でこの補償契約という考え方をとつたのであります。これは国が事業者と契約を結ぶ、これについては別の法律で詳しく述べてあるわけであります。

五〇億円までの損害賠償措置については以上申し立てたことで一応間隙のない体制がとりうるかと思ひますが、原子力災害の規模が一体どの程度になるかといふことにつきましては各国ともにはつきりした見通しがないわけであります。英國あたりは五〇億以上の損害はありえないという考え方をとっています。これは原子力に関する災害補償損害賠償体系を作るとときの英國の議会の論議を通じても、

政府当局はそういう確信を議会でひろうとしています。英國の保険は五〇億以上の保険能力があるにかかわらず五〇億円以上の災害というものはめったにありえないという観点で、英國においては五〇億以上の損害が起つたときには議会が措置するということになつてゐるわけあります。しかしアメリカでは二〇〇〇億以上の国家補償を行つており、西独においても五〇〇億程度の国の補償措置があり、どの程度まで損害が起つるかという点については、各国とも確たるものはないわけであります。しかも原子炉を技術的に検討しても二重、三重に、安全装置がないとみな確信してゐます。しかし、万一千数百億の損害がないといふことも仮定としてはいいきれないといふ意味で、当初の原案においては英國方式ないで西独方式を考えてみたのですが、この辺政府部内ではげしい討論を行なつた結果、五〇億円までは先ほどの措置で間隙がないようにし、それ以上の損害が不幸にして起つた場合には第六条において「この法律の目的を達成するため必要評価を行なつて、できるだけ第三者保護の目的をはたし、かつまた原子力事業の目的をはたし、かかる第一九条であります。いわゆる客觀的な事由によつて生ずる損害について保険会社は責任を負わない」といつてあるものであります。それから第四号の「前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」というのは、これは客觀的なものも将来あるかもしれません。それから保険会社がとてもみられないというようなことがあればこれは四号でカバーし

を達成するため必要があると認めるときは」この辺を相当長時間かけて議論したわけで、これの読み方としては被害者を泣き寝入りさせない、あるいは事業の健全な発達を阻害させないために必要な場合には原子力事業者に対して政府はからず必要な援助をいたします」という趣旨に読んでいるわけでありまして、この辺の表現が少し手ぬるいという御批判もありますけれども政府のこの一六条の運用の方針としては決して手ぬるいものではありません。国会における大臣の答弁でも、一人の被害者も泣かせないという方針であります。しかしながら、この辺の表現が少し手ぬるいという御批判もあります。しかしながら、この辺の表現が少し手ぬるいといふことのできない原子力損害について政府と補償契約をするわけですが、その補償する内容についてはこの補償契約法の第三条で四号ばかり列挙してあります。第一は地震、噴火、第二は正常運転、第三は後発性障害についての問題、この三つについては明らかに民間の責任保険契約によって保険会社が免責になつてゐる問題であります。いわゆる客觀的な事由にかかると認めると、それは原子力事業者が損害を賠償するため必要な援助を行なうものとする」という規定をおいたのですが、これは必ずそれから第一九条であります。いわゆる客觀的な事由によつて生ずる損害について保険会社は責任を負わないといつてあるものであります。それから第四号の「前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」というのは、これは客觀的なものも将来あるかもしれません。それから保険会社がとてもみられないというようなことがあればこれは四号でカバーし

だけでは政府の措置について不安の念を国民に与えてもいけないというので特に入った条文であります。

損害賠償補償契約法

井上 なおもう一つの原子力損害賠償契約に関する法律であります。これは本法を受けた政府と民間事業者との間の補償契約に関する技術的な法律であります。

ます原子力事業者は損害賠償措置として民間と責任保険契約をするわけです。その場合にこの責任保険契約では埋めることのできない原子力損害について政府と補償契約をするわけですが、その補償する内容についてはこの補償契約法の第三条で四号ばかり列挙してあります。第一は地震、噴火、第二は正常運転、第三は後発性障害についての問題、この三つについては明らかに民間の責任保険契約によって保険会社が免責になつてゐる問題であります。いわゆる客觀的な事由によつて生ずる損害について保険会社は責任を負わないといつてあるものであります。それから第四号の「前三号に掲げる

もの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」というのは、これは客觀的なものも将来あるかもしれません。それから保険会社がとてもみられないというようなことがあればこれは四号でカバーし

(No. 236) 1961.10.15
座談会 ブリット
因すなわち義務違反の場合、保険会社は
これに對して保険の支払いをしない建前の
約款がでてゐるわけです。これでは
万一原子力事業者が——そういうことは
ありえないと思ひますが、不注意によつて
通知義務を怠つたために被害者が泣く
ということがあつてはならない。人間の
することですから万一一ないといふことも
いいきれないということで、念のために
この四号を入れて、そういう場合でも補
償契約の対象にいたしますという体制を
作つたわけであります。この点について
はやはり政府部内でも相当はげしい議論が
あつたのですが、最後は実情論も加味し
て、これは必要であるということで特に
お認めいただいたわけであります。
おもな法律のしくみにつきましては以
上申し上げましたとおりであります。

きりしています。というのは、まず第一に原子力事業者は責任保険をつけなければならない強制的だ。ところが、この責任保険には、いわば幅と高さとに限界がある。幅というのは、責任保険ではカバーしてくれない事項があるということです。それから高さのほうは五〇億、これは一応保険のほうできまつていいから、それ以上に災害を生じたときは保険でカバーしえない。そこで第二に、このカバーしきれない幅と高さの欠陥は全部国家補償をするという建前をとる、もともと、その国家補償は必ずしも国家の終局的負担に帰するというのではない。欠陥を生ずる原因によっては国家から事業者に対して求償していくという考え方であります。もう少し詳しくいうと、事業者の一番けしからぬ場合だと思われるるのは、責任保険契約に関して告知義務違反とか通知義務違反とかということがあると、当然カバーしてくれるはずの事故が生じた場合にも、当該保険契約が効力を生じないと認めに保険金が支払われないことになる。これはもちろん事業者の責任ですけれども、被害者からいえば事業者に過失があつたかどうかは関係のないことですかね、被害者保護のために国家がまず賠償をしてやる、そして全額を事業者から求償するという方法をとる。それからつきは地震、噴火、正常運転の結果が累積して生じた損害及びいわゆる後発的な損害、

かのような損害は、事柄 자체が保険でカバーしてられない損害ですから、当然国家が補償する。そして工作物の設置または保存に瑕疵があったという場合に、だけ国家が事業者に対して求償することができる。無過失責任を負うのですけれども、ことにして。以上の二つが横幅についての欠陥の問題です。ついでに申しますと、あとで問題になるように原子力事業者は、無過失責任を負うのですけれども、異常に巨大な天災地変または社会的動乱のときには責任がないことになっています。答申案でも事業者の責任についてはかような制限を認めておりますが、重要なことはその場合でももちろん國家が被害者に対して賠償をしてやるということです。事業者に対する求償はむろんいたしません。かようにして、横の欠陥は全部国家の第一次的責任で埋めるのです。

それから高さのほうの欠陥すなわち、五〇億円では埋まらない大きな災害を生じたときは、事業者にこれを賠償するだけの資力がなければ国家がそれを補償する。そして求償の問題は事業者に故意または重大な過失があったときだけ求償権をもつというふうにしたのであります。

いろいろな意見を述べて顶いたのであります。しかし、もう一つの問題として、この法律は、事業者の賠償責任を中核として、国がいろいろの面で支柱を与えるというやり方です。ですから、支柱が欠けてはいけないが、不充分ではないかといつて細かな点について検討しなければなりません。答申案では、少なくとも被害者の立場からいえば、そうした心配は全然ありません。このことは私個人として考えるだけでなく、部会としてのまとまりた意見としてそういう答申をしたのであります。

卷之三

要するに、部会の答申案と違つた法律
ができた以上、問題は、この法律の運用
に当つて被害者の保護に欠けるところが
ないかどうかということに歸着するでし
ょう。しかし、それはあとのこととし
て、この法案の骨子である第三条の無過
失責任について、そのほうの権威者の加
藤君に第三者としてごらんになつた批判
を願いたいと思います。

二 損害賠償責任の問題

無過失責任と免責事由——無過失
責任の幅——

加藤 私は今お話をあった災害補償部会には出ていませんでしたので、そこのこまかい御議論はよく存じませんが、外からみた場合の疑問や感想を申し上げてみたいと思います。まず原子力災害についての無過失責任というのはどこの国でもきめていることです。その根拠としては、一種の危険責任だといえる。こういう危険な事業を、危険があると知りながら施設を作つてやる以上は、当然そこから生じた損害を賠償すべきだということが基本だと思います。また無過失責任を認めないと、原子炉を作ろうと思つてもおそらく住民の反対が強くて作れないという問題も起るでしょう。今の民法でいくと、原子力事業者に過失があれば過失責任として責任を負う（民七〇九条、

免責事由の範囲

「既存の瑕疵」としたことがあつたが、
ら、環状があったかなかったかという立
証問題がやはり残る。そうすれば、そういう
う厄介なまた不確実な立証問題をなくし
て、いちおう全部原子力事業者の側で責
任を負うという体制にしておくのが適当
な行き方だと思われます。その点で法律
が正面から無過失責任を認めたのは、當
然のことかもしませんが、大へんけつ
こうなことだと思います。

そこで次に問題になるのは、そ

「既存の瑕疵」としたことがあつたが、
ら、環状があったかなかったかという立
証問題がやはり残る。そうすれば、そういう
う厄介なまた不確実な立証問題をなくし
て、いちおう全部原子力事業者の側で責
任を負うという体制にしておくのが適当
な行き方だと思われます。その点で法律
が正面から無過失責任を認めたのは、當
然のことかもしませんが、大へんけつ
こうなことだと思います。

たときには不可抗力的な事故とはいえない。そこで、免責事由を考えるとすれば、内乱とか戦争とかの場合だけになる。しかし、この場合には国家組織が全般的に動乱状態に陥ってしまう。そのあとのが説明を見てもよくわからないのです。が、そういう場合のことまで規定してあるむだだという趣旨なんでしょうか。ともかく、これについても全然免責規定をおいていません。日本でも、ドイツのようないに免責事由を全部なくすという態度も考えられるわけですが、日本は地震が一番心配されるわけで、原子炉の設置場所を考えるといつても、日本全体がいわば地震帶の上に乗っているようなのですから、全部責任を負わせることもありがあるだろう。そこでこれをどういう形で免責事由にしていくんだろうかと興味を持つ

「異常は正常だ」の意味

井上 ただいまの免責の問題、これは答申では特に不可抗力性の強いものに限るべきであるという考え方で、異常かつ巨大な自然的または社会的災害というなどその内容を的確に表現する努力のなさることが望ましい、こういう表現になります。これはOEECの法律の内容にこういう表現があったと思します。ただ加藤先生もいわれたように異常かつ巨大な自然的または社会的災害では内容規定が不十分で、一体この立法趣旨はどうなのかということになるので、これは私どもは国会の質疑応答を通じてこれらの方を明らかにしたいということで考えていました。これは専門部会でもまいぶん議論をいただいたわけでありました。そして法案では「異常且て巨大な天災

い。そこで、免責事由を考えるとすれば、内乱とか戦争とかの場合だけになる。しかし、この場合には國家組織が全般的に動乱状態に陥ってしまう。そのあの点は説明を見てもよくわからないのです。が、そういう場合のことまで規定してもむだだという趣旨なんでしょうか。ともかく、これについても完全免責規定をおいていません。日本でも、ドイツのようないくつかの国で免責事由を全部なくすという態度も考えられるわけですが、日本は地震が一番心配されるわけで、原子炉の設置場所を考えるといつても、日本全体がいわば地震帶の上に乗っているようなのですから、全部責任を負わせることもむりがあるだろう。そこでこれをどういう形で免責事由にしていくだらうかと興味を持つ

七一五条) また原子炉になると、おそらく「土地の工作物」ということに解釈上ならないいくと思うのですが、そうすると民法七一七条の工作物所有者の責任の規定がかかるわけです。そして、いすれにしても、おそらく普通の場合には責任があるということになると思うのですけれども、その場合の被験者側の立証が非常にむずかしい。ことに原子力は技術的に非常に高度のものですから、被験者から過失の立証をすることが困難ですし、また工作物責任が無過失責任だといって、その要件として「工作物の設置または

由としています。もともと、その範囲は国によってもまちまちで、とくにドイツの原子力法などは免責事由を全然認めていないのです。その解説をみると、免責を社会的に正当づけるような事故というものは原子力については考えられない。

原子炉を作る以上は一切の障害を避けることが必要だ。たとえば地震とか洪水とかの危険はあるが、それは設置場所とかあるいは保安基準とかを十分考慮して設置すべきである。あるいは飛行機が墜落するということもあるけれども、これは今日のようく航空交通がひんぱんになつてみていたのです。そうしたら、表現としては大へんうまいというか、するいというか、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」という言葉で免責事由が表現されることになったわけです。

そこで立案者の方にお伺いしたいのは、これは答申そのままの文句になつているのかどうか、それから「異常に巨大な」とは具体的にはどの程度のものをいうのか、よく関東大地震がひきあいに出されますけれども、それと比較してどういうことになるのですか。

地変」という言葉を使っています。少なくとも関東大震災の三倍以上くらいの地震これはいまだかつてない想像を絶した地震といふようなものを一応考えているわけです。およそ想像ができる、あるいは経験的にもあつたというのは、この「異常に巨大な天災地変」の中には一応含まれないと、いう解釈をしているわけです。

加藤

これは関東大震災のように今まであつたものが入らないことは当然でしょ

うが、その三倍から五倍から、そこら辺になるときめ手がなくなる。今おっしゃった三倍という見当は、現在作っている原子炉が大体そういう基準でできているのですか。

井上 一応そういうことも考慮の中に入っていたわけです。東海村の建設中のコールダーホールの設計基準が、大体関東大震災の二倍程度の地震にたえうるような設計ということになっていますが、一応ここでは少なくとも常識で考えられない、歴史上いまだかつてないようなと

いう趣旨です。

国家の補償と求償権

我妻 これは僕の個人的な意見ですが、答申案では保険のかバーしない事故のときは全部国家が補償する、そしてあと求償権の問題にする。その求償権は事業者の工作物の設置保存に瑕疵があるときだけ求償するということにして

つなんとかという場合には、もちろん求償権がないわけです。その場合に、国からの求償権のない根拠を説明するため、事業者の無過失責任もそこまでは及ばないので、だから求償権は問題にならない

といふか、それとも工作物の設置または保存の瑕疵が原因となつたのではないか、求償権がないというか、いずれにしても程度の差になるだけで、それほど深刻な問題にならないのです。だから答申では的確にすることが望ましいといつたけれども、それはいわば大義名分——事業者は無過失責任といつても、こんなひどいときまで責任を負わせるつもりではないという大原則を宣告しているものと僕は考えていたのです。ところがそれが立場が逆になりますと、この部分は事業者も責任がないから国家も責任がない、そして災害救助である。つまり伊勢湾台風と同じに取り扱うというのです。その点非常に残念で、こうなるのだったらあそこでもっと考えておくべきだったりじゃないかという気持もあるのです。

加藤 これが国の措置のほうに入つていればいちおう問題がないわけですが、災害救助では金が出るのか出ないのかほとんどわからないので困りますね。そして、被害者のほうからみると、災害が起つたのはやはりそこに原子炉を作つたからだ、普通ならばもっと少ない損害

ですんでいたのに、原子炉があつたために損害が非常に大きくなつたのだという氣持はどうしても避けられない。ですか、どうしても十分の救助をしてほしいということになりますね。

井上 なおこの「社会的動乱」という言葉は、一応戦争と内乱だけを考えています。これは専門部会でも大体そういう御意見がありました。

責任の制限と求償権——無過失責任の高さ

我妻 無過失責任の幅の問題はそれくらいにして、高さの問題はどうでしょ。この法案では事業者はたとい保険がないときまで責任を負わせるつもりで立場が逆になりますと、この部分は事業者も責任がないから国家も責任がない、そして災害救助である。つまり伊勢

以上になつたときは、いわゆる青天井に責任を負う。この点は答申案でも理論としてはそうなつています。しかし、五〇億をこえて賠償させるには事業者に資金がない。被害者をほっておくわけにもいかない、といふときには国が補償するのであります。そして原子力事業者に故意または重大な過失があるときにはのみ求償権を行使するというのですから、そこにゆとりがあります。もつともこの点は理論的には割り切れないかも知れない。なぜなら、はじめに青天井の責任があるといっておいて、資金がないから国家がかわって賠償するというなら、常に求償権があつたときに、事業者としての立場からみた場合、無過失責任であつてしかもその責

事業者と青天井の責任

福田 とにかくこういう法案ができたのですから、これによつてやるさるをえませんが、われわれもこの法案を審議したときに、事業者としての立場からみた

重大な過失があるときにだけ求償するといふのは一貫しないといわれそうだらあります。しかしながら、原子力事業という前例の場合は、一方被害者のために万能の措置を講じ、他方事業者のために十分採算のとれるような態度をとるべきです。従つて、事業者が破産するまで求償権は行使する。但し、事業者が破産するときは別に助成する、といつてみても、論理的満足以上のものではない。すべてを考慮して求償権の行使をさし控えるといった方が正直でしょう。それが答申の考え方です。ところが法律ではそうならない。ここでも國家は当然の責任はないよう格好になつています。無過失責任理論とは過失がなくとも責任を負うことです。しかし経営する事業との関係上、おのずから横にも制限があり、高さにも制限があるというのが、むしろ無過失責任の理論の根本にあることではない。事業者に故意または重大な過失があるというのが、むしろ無過失責任の理論の根本にあることではない。事業者に故意または重大な過失があるときには、必ずしも制限があるといつたのです。その点福田さんは部会で強調されたことですが、福田さんの意見をここで話して下さい。

ジャリスト

1961.10.15 (No. 236)

任には、限度がないということは、考え方としてもおかしいし、また実際問題として何百億というような事故が万一起こった場合に、五〇億まではとにかく保険でカバーできる。五〇億をこえる金額については国が援助するが、その援助額は五〇億円をオーバーした金額を援助すると決つていてなくして、そのときの情勢に応じていろいろ変わらうだらうし、その内容も非常に不明確である。従つて五〇億円と援助とで損害額が全部カバーされない場合第三者のうけた損害額との間にカバーできない不足額が起りこりうるだらう。そうするとその不足する損害額については事業者の責任は青天井であるから再び事業者が責任を負わなければならぬだらう。ところがそれでは事業者はつぶれてしまふということにもなるし、ひいては被害者の保護ということにおいても欠けるだらう。特に事業が破産する、どうにもならぬ事態が起こりうるのだということでは、やはり事業者としては経営上問題がある。それは結局こういふ事業が健全に発達していないのだといふことになるので、事業者としての立場ではやはり青天井の責任を負っているのだということはどうも困るという意味のことである。結果われわれは、諸外国においてこういふことの観念が確立したならば、そういうことになつて日本も当然事業者の負う責任には限

度をおくるのだというふうにこの法律を改正していただきたい。いずれにしても事業者としては、青天井という考えは、今まで五〇億までは保険なりなんなりで損害賠償措置を講ずる。それ以上の災害を生じた場合には、法律の目的を達成するため必要があるときは、国が援助するという趣旨です。

それではなぜこの責任制限の思想がこの法案の中に入らなかつたかというと、五〇億円まではそういうことです、それが以上は援助という思想をとつたものですから、五〇億円だけでは少額すぎると考えられたためです。たとえばかりに五〇〇億なら五〇〇億の損害が起つたときにはそこまでは国がきちつとみてあげます。すという体制があれば、それ以上は責任制限をしていいといつてができるわけですが、五〇億程度でそれ以上については原子力事業者は責任がないわけですね。個人の財産権の侵害といふことは、請求権の重大な制限になるのじやないか、憲法上も疑義があるというよう

うに考へておられるわけであります。

五〇億円と責任限度

井上 この点は関係官庁との協議に際してずいぶん議論したわけですが、最終的にまとまりましたこの法律の内容は、五〇億までは保険なりなんなりで損害賠償措置を講ずる。それ以上の災害を生じた場合には、法律の目的を達成するため必要があるときは、国が援助するという趣旨です。

それではなぜこの責任制限の思想がこの法案の中に入らなかつたかというと、五〇億円まではそういうことです、それが以上は援助という思想をとつたものですから、五〇億円だけでは少額すぎると思われたためです。たとえばかりに五〇〇億なら五〇〇億の損害が起つたときにはそこまでは国がきちつとみてあげます。

鈴木 専門部会で補償契約について議論をしていたときに、横ももちろんカバーするけれども、私としては、むしろ高さのほうの補償に重点をおいて考えていたので、その点がまったく違つるものになつてしまつた。つまり、その高さについて立つという立場からいふと、あと求償権の問題といふことになるわけでしょう。ところがそうではなくてどこまでも集中の責任を中心にしてそれを援助するとか救助するという考え方でいくのですから今のようなことになつたのだろうと思うのです。

福田 そうだと思います。

井上 それから今鈴木先生のおっしゃった線も、私ども政府部内で討論したのですが、それが五〇億円であとは援助と

いう形になつたためにとりえなかつたということです。

福田 だから私は五〇億というのを事業者の責任限度にしてくれという意味で意見もありまして、五〇億円にきてその後をおくのだというふうにこの法律を改め以上は国の援助という形にしたために、責任制限の規定が入りえなかつたと申しますが、国の援助も實際には青天井に援助して被害者を泣かさないというふうに考へておられるわけであります。

井上 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする」という言葉があるから、青天井といふのはいいすぎですが、政府並びに国会での第三者保護をすべきだという最大限の努力をしたその範囲内といふことになります。ですから五千億という最大限の努力をしたその範囲内といふことになります。だから五千億といふことはそういう根拠がないものですから……。根本の問題は被害者になんら迷惑をかけない、国家が背負つて出でくるだらうと思うのですが、ただ五千億といふものはそういう根拠がないものですから……。根本の問題は被害者になんら迷惑をかけない、国家が背負つて立つという立場からいふと、あと求償権の問題といふことになるわけでしょう。ところがそうではなくてどこまでも集中の責任を中心にしてそれを援助するとか救助するという考え方でいくのですから今のようなことになつたのだろうと思うのです。

福田 どうぞお聞きください。

井上 それから今鈴木先生のおっしゃった線も、私ども政府部内で討論したのですが、それが五〇億円であとは援助と

いう形になつたためにとりえなかつたということです。

ほうが全然なくなつてしまつたのは、名前は同じ補償契約でも、重要ななかみが骨抜きになつたという感じは禁じえませんね。

はなく、五〇億とそれにプラス国が援助する——援助という言葉は気にならないのです。補償として、その補償した両方がプラスしたもので事業者の負う責任はそこが限度なんだ、それ以上は追及される根拠はないのだということにしておけば事柄は簡明になったのじゃないかと思うのです。

私企業経営からの限度——外国の立法例・措置との比較

妻 それから私企業としてやらせておいて無過失責任を課する以上は、その責任には横も高さもおのずから限度があるのではないか。その企業を經營していくうえにおいて、長い目でみた計算から合理的な範囲がおのずから出てくるはずです。それを無視して、社会的動乱であろうと何であろうと、またその損害額がどんなに多くなるとも、責任を免れないといふのは、無過失責任を認めていることと両立しない。逆にいえば無過失責任については過失がないという、こっちのほうだけ強くいわれているけれども、私企業として認める以上おのずから高さと幅の制限があつてしかるべきじゃないか。

加藤 私もそのとうりだと思います。諸外国で原子力責任について責任制限を認めていない国はほとんどないのです。そして、外国の憲法が日本以上に財産権

の制限についてゆるやかだとも思われないのに、違憲の問題は起こっていないのですから、日本だって憲法違反という問題は起こらないと思うのです。責任制限は根拠として、ドイツの原子力法の説明をみると、無過失責任を負わせるのはいけれども、それは計算が可能でなければならぬ。そうでなければ私企業としての採算がとれない。私企業があえてやるというためには責任制限が必要だ。そうでないとわずかの過ちから無限の責任を負う危険がある。しかも無限責任といふのは、理論的にいつても、不可避免の要件ではない。国民経済上の意義のために事業をあえてやらせるからには、責任制限も是認される。また、責任制限の金額も五億マルク(四五〇億円)で低くはなく、國家補償がなければずっと低いところで事業者の経済資力が汲み尽されてしまう、つまり破産して賠償が払えなくなるということを考えれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力産業が育たなければ困るわけですから、

妻 それからおのずから無限の責任を負う危険がある。しかも無限責任といふのは、理論的にいつても、不可避免の要件ではない。国民経済上の意義のために事業をあえてやらせるからには、責任制限も是認される。また、責任制限の金額も五億マルク(四五〇億円)で低くはなく、国家補償がなければずっと低いところで事業者の経済資力が汲み尽されてしまう、つまり破産して賠償が払えなくなるといふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは國家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

井上 先ほどの憲法違反の疑いありと云ふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

井上 先ほどの憲法違反の疑いありと云ふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

井上 先ほどの憲法違反の疑いありと云ふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

井上 先ほどの憲法違反の疑いありと云ふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

井上 先ほどの憲法違反の疑いありと云ふことは、憲法違反の疑いがあるからではないといふべきはっきりした議論もなかつたのです。ただ討論の過程でそういう議論が起つたのは、アメリカでは民間保険六〇〇〇万ドル(二一六億円)のうえに五億ドル(一八〇〇億円)、これは国家補償をいたします。五億ドルをこえなる災害については責任はありませんといふことを考へれば、それで不当ではない、といつていいです。福田さんは私企業の立場から責任制限がなければ困るといわれたけれども、これは私企業の存立といふことだけでなく、大きくみれば国の原子力政策の問題になる。国としては原子力

1961.10.15 (No. 236)

かだと思います。

憲法違反論といふこと

賠償責任保険について

いましょうか。

加藤 それからさつきの憲法違反論というのにはいろいろなところで顔を出して論じられる問題で、この際少しあまりしておいたほうがいいと思うのです。たとえば、諸外国では航空機責任とか自動車責任とかの場合は、一方では無過失責任にしながら、他方では責任制限をおいているわけです。日本も国際条約に入っている場合には常にそういう問題が出てくるので、これは制限額が合理的であるべきれば憲法違反ではないということをはっきりさせておきたいと思います。

鈴木 そんなことをいえば、船舶所有者の責任制限、たって問題になるでしょう。それは昔からあった法律だといつても、憲法違反であれば、新憲法と同時に失効していなければならぬと思う。政策的な主張を憲法違反の名をかりてやるのは、いたるところで行なわれる悪い風潮だと思いますが、もし政府部内にまでそういう議論があったとしたら、はなはだよくないことだと思います。

三 損害賠償措置の問題

我妻 無過失責任はそれくらいにして、次に損害賠償措置の問題で、責任保険について保険関係者のほうから説明願

長崎 それでは賠償責任保険について少し申し上げます。

まず、どうして民間の保険会社が対象件数も少なく、保険の経験統計もなく、災害統計も十分でないそういう平均のどれない保険をやるか。被保険者の重過失による賠償責任を担保したり、第三者に対する求償権もない賠償責任保険をやるか。そんなないことやつてもいいのか。アメリカやイギリスでやっているからといって、日本では事情も違うし、危ないじやないかという考え方もあると思うのです。そういう点につきましてはとにかく原子力発電あるいは原子力の関連事業者と、そういうものを民営でやっていくという以上、やはり民営の保険会社としてはそういうリスクにとりくんで、原子力企業の要請にこたえていくことが民間保険会社の使命でもあり大切なことじゃないか、そういう考え方ではじまつたわけであります。その場合にやはり分相応などころに線を画しておかなければならぬ。民間保険として守るべき限界は厳格に守っていかなければならない。その限界ということは、つまり保険会社といふのは多くの契約者から金を集め、火災保険とか海上保険とか、いうのをやつて、大火とか風水害とかいうようなこ

とに對して保険金を払っているわけですね。そういう既存の保険事業に対しても悪影響を及ぼしてまでこういう仕事をやつてはぐあいが悪いわけです。そこでまだどこまでこういう保険に資金をさきうるだろうかということを検討したのです。当時の保険会社の資本金とか資本勘定の積立金とかというもののからいつて、その五%一五億円くらいはこれに当ては大丈夫である。それを原子力財産保険と責任保険と半々にして責任保険のほうに七億五〇〇〇万円くらいさく。とにかく一億円くらいまでは出しても、一般の保険契約者、被保険者に迷惑をかけることはないだろう、こう考えたわけであります。

それから次に責任限度を設けるといつても、そこには何か基準がなければならないわけで、普通財産保険では財産の価額を、責任保険では一回の事故による賠額とか一人当たりの賠償額とかいうものを基準にするのですが、この原子力災害の場合は事故の後発性ということがあるわけで、再保険のほうはロンドンの保険市場というのが一番大きな市場ですから、そこと交渉しました。そして責任保険のほうでは五〇億円まではいけるといふめどがついたわけであります。この元受責任を五〇億に限定すると、この元受責任を五〇億に限定するといふのが守らなければならぬ一番大事な限界であるわけです。しかしこの限界が守って、その支払い能力というものを有効に使うにはいろいろなくさがいるのです。原子力保険には、財産保険と責任保険の二種類があつて原子力施設の財産保険だけでも、二〇〇億、三〇〇億といふような施設が近い将来にできる。そ

のほかに火災保険みたいにまわりの住民がどんどん原子力財産保険や傷害保険をつけたということでは、限界を守ることはできない。その限界を守る一つのくふうとして原子力事業者に損害賠償責任を集中していただく。そして財産保険のはうは原子力施設だけに限って、ほかの原子力保険は全部責任保険という形でやつて、そこに限界を設ければいいのじやないか。そこでこの賠償法の責任集中といふことは、保険のうえからしても非常に望ましい。むしろ保険をやっていくうえで一つの前提になる規定であるわけであります。

それから次に責任限度を設けるといつても、そこには何か基準がなければならぬわけで、普通財産保険では財産の価額を、責任保険では一回の事故による賠額とか一人当たりの賠償額とかいうものを基準にするのですが、この原子力災害の場合は事故の後発性といふことがあり、一回の事故を基準にしたのばかりに五〇億円という制限を設けてもうまくいかない。一億円の損害が起こって、それに引き続いて間もなく九九億円の損害が起こったというようなことがあつたとしても、それは神様でなければ区分つかないのです。二つの事故があつてから数年たつて放射能の被害、人体の被害に対する請求が起こつてくるわけであります。そうするとそれがどっちの事故で起

ジュリスト

座 論 会

た意味がなくなる。そこでわれわれとしては苦しい立場にあるわけで、これは理論的にはいろいろ問題があるわけですがれども、実際の事例をみると、一九五八年の一〇月でしたか英國のウインズケールの原子炉がウイグナー・レリーズの失敗から金属燃料が燃えて事故を起こして二〇〇平方マイルという大きな地域に放射性物質が飛散しました。これによつて周囲の牧草を汚染したので、その牛乳を全部処分しなければならない。それが第三者賠償責任を生じた世界的に大きな事故のはじめてのものなんです。それで大体七〇〇〇万円ほどの損害賠償を支払つた。そのあと原子炉をどうしたかといふと、コールダーホールのすぐとなりにウインズケールの原子炉があつて、その原子炉は事故を起こしたことすべく永久閉鎖になつていまして、炉の運転もずっととめているわけです。小さい事故の場合は復元に応することはたやすいけれども、そういう大きな事故の場合はどうしても一定期間炉をとめなければならぬといふことが、現実の問題として出てくるのじゃないか。英國では一九五九年『原子力施設（許可及び保険）法』と一緒に原子力施設の設置許可と保険とを一緒にした法律ができておりますし、その法律の中でカバー・ピリオドという概念

を導入しています。カバー・ピリオドのクリッショングを経て復元命令を受けようと体制になっています。だからわれわれはそういう小さな事故の場合には別として、非常に大きな事故があって、しかも大修繕をしなければならない。しかも原子力については今日相当未知の分野もあるわけで、その事故の原因が何処にあつたか、また今後どういふふうに改良していくべきかという検討も相当期間要します。しかし、起つた事故のまわりの放射能その他から、人的な障害あるいは物的な損害、その事故による第三者賠償の損害額の全貌がつかめれば、保険者としても新しく復元するという処置に応ずることもできるけれども、現実問題としては炉を相当期間閉鎖しなければならないし、その間にカバー・ピリオドにたいやうな概念が行なわれていけば、あとで復元のみちも出でてくるのじゃないかと思ひます。

出してもいいような段階だというところに、保険のほうは困るということがあるのかどうか、その考え方いかんで、政府のほうの措置としては被害者保護に欠けることのないような措置ができるけれども、原子力事業者としてはやはり不安があるのではないかと思う。とにかく発電できなかつたら大へんな問題です。

福田 そうですね。そして原子力発電所でないところで起きた事故も一括しているわけですから、燃料の輸送で事故を起こしても賠償措置額が不足したということで発電ができないということになつては……。

杉村 その点はことしの四月にロンドンで原子力保険の国際会議がありまして、そこでも国際輸送の問題、核危険物質の国際輸送過程の保険をどういうふうに処理していくかという問題はその主要議題の一つであって、そこでは陸上原子炉のサイトの責任保険ポリシーとは別個に輸送関係の責任保険を引き受けるポリシーを出そうということになつていてます。われわれとしても近々アメリカから日本の民間原子炉に濃縮ウランを輸送してくれるということがあるので、その準備のためにも、現在国際輸送関係の責任保険を新しく原子力保険のかたごりーに入れまして、只今大蔵省当局と認可の折衝をしているわけです。それはこのサイト・ボリシーとは別ワクで賠償責任を持て

…。
その点は御心配はないと思します。
長崎 これは必ず復元を引き受けたとして、いふことをいわないだけのことで、損害防止など完全なものとして再出発する場合には、やはり十分考慮するといふ。
杉村 完全なものとして再出発されると、いふことであれば、そこに実際問題として必ず相当の期間があると思うのです。そうすればいろいろなモニターリング・システムや被災者登録などが完備していれば、事故による損害の全貌ということの大体のことはつかめるのじやないかと思うのです。
復元の場合の保険料
加藤 復元の場合は保険料はどういうことになるのですか。
杉村 保険料はそういう事故を起こした原子炉の客観的な危険率できまるわけですから、新らしく修繕した炉について、相当詳細なサーベイ・リポートをいたただいて、それできるということになると、思うのですが、その点各国とも現在までそういう事例がありません。
我妻 なかなかむずかしいところだね。五〇億のうち一〇億の保険金を払って、まだ四〇億残っている。それも考慮に入れるわけでしょう。
杉村 そうです。

井上 私どもの立場では、政府の安全審査専門部会あたりが技術的に再開していいという結論が出れば、保険会社もできるだけその線に同調していただけるとありがたいと思うのです。

我妻 契約強制はないけれども、そういう穴はあけないと、う……。

福田 そういうところにたしかに問題がありますね。

杉村 いま料率のお話が出ましたが、この保険をはじめる前に、日本の原子炉がまだ動き出さないうちに、われわれとしては原子力保険は外国の受再保険から勉強を始めたのです。アメリカの料率とか英國の料率とかフランスの料率制度といふものが、ポイント・システムで相当詳細にできているのです。これは現在の火災保険みたいにタリフを作つてやるといふことはできないけれども、基本になるのは炉の型とか、出力、炉の用途、そういうような炉の外の、たとえば立地条件とか、まわりの人口、財産、原子炉の中の放射能の何分の幾つが出た場合などのくらいの範囲に及ぶかということを試算して——これはアメリカのブルックヘavnの研究所からリポートが出ていますので、そういうものも参考にして、現在まだほんとうに詳細な料率といふものは出せないけれども、そういうふうにして原子炉個々の詳細なサービス

・リポートをとつて検討して、料率を原子炉個々につまりインディビデュアルにきめていく必要があると思います。そしてわれわれとしてはことしのはじめに

東海村の原子力研究所の一号炉、および二号炉に対して五億円の原子力責任保険証券を実際に出して、その料率について大蔵省当局の認可を受け引き受けているわけでありますけれども、近くさらに大学に設置されます炉や民間の炉も稼動しますので、そういうものも着々準備を進めています。

補償立法と保険との調整——

原子力責任保険約款の改正——

杉村 話は変わりますが、原子力損害の賠償に関する法律とそれに基づく補償契約法、この二法と保険契約の内容の調整という問題がありまして、この補償立法と保険との調整の問題も四月のロンドンの原子力保険の国際会議の主要議題の一つになっていたのです。こんどわが国でも原子力災害の補償に関する二つの立法ができた、民間損害保険が原子力政策に協力する立場から、できる限り保険のプリンシブルは守りながら、他方責任保険であるということが、やはり重要な点

原子力責任保険約款の改正を近く実施したいと思っています。

その改正の方向を簡単に申し上げますと、告知義務違反とか通知義務違反とかがあった場合に保険が解除されたのではなくので、その場合にも実際は解除しないでありますけれども、近づき方に連絡でありますけれども、近づき方に連絡してできるだけ穴のあかないようになります。

原子力責任保険証券の中の約款において、原子力責任保険証券での約款に記載されるべき重要な事項があるので、その際に申請すべき重要な事項があるので、それが、それに保険証券でいう告知義務の内容をできるだけあわせてゆくことにします。またさらに途中で原子炉設置の構造を変更されたり、用法を変更されたりする場合の変更の申請及び届出、また場合によっては検査の結果必要とされる構造または用法の変更、そういうものも原子力局のほうに申請が出来ますね。それの申請の内容と保険の方の通知事項の重要事項とをあわせて、それを保険証券の中に織り込んで、できるだけ実際に通知義務違反が起こらないようにしていきます。

それから社会的動乱というような免責の問題ですが、これも実際解決する場合の解釈基準が食い違つてはいけないものですから、現在保険証券で使っている戦争とか内乱とか謀反とか色々用語があるわけですがそういうような用語をここで

たい。二法が施行になるまで九ヵ月ありますので、その間に完全にしたいと思っています。

井上 ぜひお願いしたいと思います。

我妻 それは日本だけですか。再保険のときにはひつかりませんか。

杉村 勿論英國の再保険者とも相談し

ていますが、再保険者の要求するワランティとも一致すると思います。そのほかにサイトの責任保険契約は年契約になるので、契約を更改するときに何かの手遅れがあるので、そういうようなときも原

子力局の方と保険ブルーの方と相互に連絡してできるだけ穴のあかないようになります。

それから社会的動乱というような免責の問題ですが、これも実際解決する場合の解釈基準が食い違つてはいけないものですから、現在保険証券で使っている戦争とか内乱とか謀反とか色々用語があるわけですがそういうような用語をここで

たい。二法が施行になるまで九ヵ月ありますので、その間に完全にしたいと思っています。

それからアメリカなどから原子炉を輸入する場合に、外国のメーカーが一番気にしている点は、故意とか重過失——、

リスト

1961.10.15 (No. 236)

アメリカの法律と日本の法律とだいぶ違いますから、むこうの人たちは日本法にいう故意とはどういうものかなかなかわかりにくいのです。そういう点もあるので、事業者の故意というものは取締役会の決議とか、代表取締役の行為とかいうふうにできるだけ範囲をせばめたものにしていきたい。今まで責任保険証券面に被保険者拡張特約保険条項というのを添附して、所謂被保険者群といふのを作り、メーカー、サプライヤーの故意、そういうものは担保しないというふうに規定していたのですが、今回これを改めて記名被保険者つまり原子炉のオーナー・オペレーターの故意だけに限って、担保しない建前とするように、これも訂正したいと思います。

以上が原子力責任保険約款の改正の主要な点であります。つまり現在は「被保險者拡張特約条項」というのがあって、オムニバス・クローズでメーカー、サプライヤーを含めた軽過失、重過失、そういうものを持つていいわけです。それが今度二法ができる、責任の集中ということが法律的に行なわれる。従って現在の「被保険者拡張特約条項」のオムニバス・クローズというのが不用になるわけですからこれを削除する。それから求償権の問題で、法律としては集中をうたいながら若干抜け穴があるので、それを実際の保険の面でできるだけ責任の集中をし

ていきたい。それは国際的な再保険の問題もあるので、英國のブールがそういうような要望を持っていまして、今後はメーカーとかサプライヤー、そういうものに対する求償権をいかなる他人に対しても、その理由のいかんを問わず放棄する、そういうような趣旨を新らしく「求償権放棄特約条項」の中にうたいまして、さらにそのうえに保険者としてはそういう事業者が持っている求償権を代位取得します。

井上 そのために保険料が高くならないよう法律で特約を認めているのです。

杉村 こういうような完全なチャネリング・オブ・ライビリティがあると、外國のメーカーからの資材の供給といふことも円滑にいくし、それらの問題もこれで解決していくと思うのです。

それから國の援助の問題につきまして

オムニバスでメーカー、サプライヤーを含めた軽過失、重過失、そういうものを持つていいわけです。それが今度二法ができる、責任の集中といふことが法律的に行なわれる。従って現在の「被保険者拡張特約条項」のオムニバス

条項の一項に戻りまして、「原子炉の運転等の際」云々とあって、その「運転等」というのは、「一条に「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう」という定義がある。だから「原子炉の運転等」の中には、核燃料物質の運搬が入るので。ですから三条二項に該当しないときには、一項に戻るわけです。従って外国に送り返すというときには、責任は外国の受取人ではなくて、こっちの原子力事業者になるわけです。私は受け取るのが外国の事業者だからどうなるのか。

鈴木 ちょっと伺いたいのですが、そうすると、原子力災害が免責条項の中に入るわけですか。

原子力災害と一般の保険

長崎 そうです。現在火災保険、傷害保険、動産包括保険などには免責条項が入っています。ただ問題は運送保険です。

井上 この法律は外国の事業者にまで適用はないだろうという意味で、一項の

第三条二項で「当該燃料物質の受取人で

ある原子力事業者がその損害を賠償する責任に任する」ということになりますが、輸入される核燃料はあまり危険はないのです。ただ使用済燃料みたいにアメリカとかギリスに返送される貨物のはうに危険がある。ところが受取人は外国の原子力事業者であるということですか

から復元というものが問題になるわけです。船で送ったものが事故になつて、損害保険なんか免責でいくことが可能になるわけです。

福田 それはそうだろうと思います。

だから復元というものが問題になるわけです。船で送ったものが事故になつて、

ども、法律は求償権を認める方向にいつ

たものですね。

我妻 ただサプライヤー業者間では、

なかなか求償権を認めてないでしょう。

加藤

業者の故意というものは、どう

いう場合があるでしょう。一休会社の故

意とは何だろうか。

我妻 それも一種の大義名分だね。国際会議ではあまり評判がよくないといふ話だよ。

加藤 あまり故意を気にすることはな

いのじゃないかと思いますがね。

から問題なんですか。

井上 この法律の趣旨は、外國に返送

するというような場合その受取人はむご

うの会社ではないのです。その場合は三

条の一項に戻りまして、「原子炉の運転

等の際」云々とあって、その「運転等」

もないところに事故が起こって、炉は何でもないのに運転をとめておかなければならないということがある。また原子炉の発電所の構内であっても、燃料をストックしている場合がある。その場合に何かの原因で事故を起こした。炉は何でもないが、ストックしている燃料で事故を起こしたというときに炉は、運転できないといふ。

杉村 今のは福田さんのお話の中の輸送の場合は別に輸送責任保険でサイトとは別枠で担保しますから、これは、さきほどお話を申し上げましたように御心配はないと思います。

復元命令が出ないとき

井上 事故を起こして復元命令が出ないような状態というのは、原子炉の運転をとめたままじゃないでしょうか。

我妻 燃料を送り返すときに事故があつて一〇億円の保険金を払つてもらったという場合に、まだ四〇億あるだろう。その場合に復元命令が出なければ炉のはうは運転継続をしていかねかな。

井上 そのときは七条三項で運転できるわけです。

我妻 そこで炉の復元命令が出るほど大きかったら、炉のほうもとめなければいけないな。

加藤 その場合あとやつてもだいじょぶだといふときに復元命令を出す。復元しないで続けてやろうというときには

問題があるので、そのときは停止処分みたなものをやるつもりでしょうね。

井上 実際上は炉の運転停止を命ずるということですから、問題は起こらないだらうという考え方です。

加藤 軽微なもので、停止をしなければそのままやつていける。一度停止して復元して続けていいことになれば復元命令が出るという形になります。

井上 サイト主義をとったものですか、隣にある炉が事故を起こして、そのためこっちにある炉まで動かせないのはどうかという配慮があつて七条三項をおいたのです。

責任集中と青天井の責任

鈴木 責任集中と青天井の責任の関係についてだが、実際にはほかの人のやつた行為についてまで原子力事業者だけが責任を背負つて、しかも、その責任が青天井だというのは何といっても、ひどすぎると感じがしますね。

井上 加藤 第三者の行為も原子力事業者としては十分チェックしなければいけないという考え方じやないでしょうか。

我妻 それでは最後に、原子力損害が起きたときの紛争審査会の問題です。これは専門部会の答申では、行政委員会を作成という答申だったのです。原子力損害賠償処理委員会という行政委員会を設けて、損害賠償の支払い計画、支払方法の樹立及びその実施並びに損害賠償に関する紛争の処理を行なうものとするといふことになつてゐたのです。そのときの考えでは、原子力損害が起きたということになると、範囲が広汎にわたるし、被害者の数も非常に多いだろう。そういう連中が個々的に裁判所に訴えて金をもらつというようなことはとうてい考えられない。そこで司法裁判所にいく前に行政委員会がこれを調査して計画を立てて賠償を実施する。そしてそのやり方が不當

た機械とか材料とかそういうものについてはチェックのしようがないものもあるわけなんで、それを無過失責任にして、しかも無限に負えといふのは、青天井の担当がよけいこく感じられる。自分のところで、たとえば組立をした、その仕方が悪かったことによる責任のようなものじゃないのですからね。

四 原子力損害賠償紛争審査会・その他の問題

我妻 それでは最後に、原子力損害が起きたときの紛争審査会の問題です。これは専門部会の答申では、行政委員会を作成という答申だったのです。原子力損害賠償処理委員会という行政委員会を設けて、損害賠償の支払い計画、支払方法の樹立及びその実施並びに損害賠償に

関する紛争の処理を行なうものとするといふことになつてゐたのです。そのときの考えでは、原子力損害が起きたといふことになると、範囲が広汎にわたるし、被害者の数も非常に多いだろう。そういうことは当事者に勝手にやらせるといふ意味なんですか、それとも原子力局がそこに相当ふみこんで世話をやくつむりなんですか。

井上 私どもの当初の原案は、答申案の線で考えていたのです。そして関係方面と議論したのですが、そのときに相当強い反対があつたのです。これはただいま我妻先生がおつしやつたようなことが一番大きな理由だと思います。

我妻 もう一つの理由はやはり原子力災害の起ころ可能性の議論なんです。これはもうめったに起こらないだろう。原子力の技術も相当進歩していますし、災害は五

であるときには、最終的には司法裁判所に不服の訴えを持っていくが、それは高

等裁判所にする。現在ある他の行政委員会と同じような答申であったのですが、

法律になったのは答申の行政委員会の仕事のうちの一番轻易な紛争に関する仲裁

という仕事だけになつてしまつたのです。これはおそらく行政委員会といふ

に対する現在の政府の考え方方が非常に消極的で、できるだけ行政委員会なんと

いうものは作るまいという根本方針の一つがあらわれだらうと思います。この紛争審査会が有能に活動すれば大体そこでおさまるのかもしませんけれども、何か心もとないような気がしますが、皆さんはお考えはどうなんでしょうね。

鈴木 これはそういった配分の実施のようなことは当事者に勝手にやらせるといふ意味なんですか、それとも原子力局がそこには相当ふみこんで世話をやくつむりなんですか。

井上 私どもの当初の原案は、答申案の線で考えていたのです。そして関係方面と議論したのですが、そのときに相当強い反対があつたのです。これはただいま我妻先生がおつしやつたようなことが

リスト

1961.10.15 (No. 236)

〇年に一ぺんあるか、あるいは運転よりしきをえれば、そういう事故はありえないのじやないかというような考え方が支配的で、行政機関というのは措置としてあるいは機構からいってもちょっとといきすぎるのじやないか。これはもう少しひんぱんに起こる可能性、危険性があれば別だけれども、めったに起こらないことであればということです。だからといって原子力損害の評価の問題だとあるいは損害を受けた人に対してどのような方策で賠償をスムースに行なうかとかいろいろ研究しておく問題はたくさんあると思います。そういう平時においてやるべきことはたくさんあるのですが、そういうようなことは原子力委員会に専門部会をおいて、そこで不斷にいろいろ損害が起つたときに迅速に第三者に損害賠償が行なわれるような対策なり、措置なり、評価基準なりといふこまかいところまで勉強しておけば、万一起つたときには本法にあるような審査会を作れる。そのときに審査会をおいても十分迅速に損害調査から評価からできるじゃないか。それからまた紛争があつたときに、これは紛争はおそらく被害者と原子力事業者の間、あるいは保険会社との関係になるかもしれませんけれども、そのときにこの機関が専門的に勉強していた知識をもつて仲介の労にあたれば、権威のある仲介機関にもなるわけですから、相当的確

迅速に問題が処理できるのじやないかとしきをえれば、これは政府の諮問機関でいいのじやないかという考え方方が支えられています。あるいは機構からいってもちょっとといきすぎるのじやないか。これはもう少しひんぱんに起こる可能性、危険性があれば別だけれども、めったに起こらないことであればということです。だからといって原子力損害の評価の問題だとあるいは損害を受けた人に対してどのような方策で賠償をスムースに行なうかとかいろいろ研究しておく問題はたくさんあると思います。そういう平時においてやるべきことはたくさんあるのですが、そういうようなことは原子力委員会に専門部会をおいて、そこで不斷にいろいろ損害が起つたときに迅速に第三者に損害賠償が行なわれるような対策なり、措置なり、評価基準なりといふこまかいところまで勉強しておけば、万一起つたときには本法にあるような審査会を作れる。そのときに審査会をおいても十分迅速に損害調査から評価からできるじゃないか。それからまた紛争があつたときに、これは紛争はおそらく被害者と原子力事業者の間、あるいは保険会社との関係になるかもしれませんけれども、そのときにこの機関が専門的に勉強していた知識をもつて仲介の労にあたれば、権威のある仲介機関にもなるわけですから、相当的確

常置機関か臨時機関か、その機能は

我妻 話問機関にして政府がせわをやこうという考え方ですね。ただ問題が二つあるのです。常置の機関にするか臨時の機関にするかという問題が一つ、それから臨時にせよ常置にせよ設けられるものが、いわゆる司法的な機能まで営む權限のあるものにするか、単なる和解の仲介にするかという問題。はじめの常置にするかどうかという問題は、原子力事故が起つることにした考え方からすると、万

事故が起つた場合には、非常に多数の損害が出てくる可能性がある。従つて、そ

の多数の被害者に公平、迅速に賠償をし

なければならぬが、それには委員会の仕事をただ紛争の処理に限るというのではどうであろうか。あとは原子力局が

やるつもりなら、そのことを法律の面に書いておかないと、保険会社が勝手にや

つてしまわないかというような気がしま

すがね。

我妻 この委員会が紛争の仲介、和解

の仲介をやるというその前に、不幸にし

て起きた損害を調査し評価し賠償金支払

の案は作るのだ。だから事実上その案に基づいて、その案をのませるつもりなん

だろう、またのむという予想だろう。

堀井さん何か御発言ありませんか。

原子力事業者の立場からの希望

堀井 私のほうは研究炉などについて

はオーナー・オペレーターという立場で

もありますが、主として機器とかサービ

スの供給者という立場が主であります。

この立場からみるととにかく皆さんの御

尽力で多少の問題は残しながらも先般法

案が国会を通過したということは今後完

全なものになるための一つのステップと

して非常に喜んでいます。データを

から保険の裁定にもこの審査会を使つて

いただこうということです。だから保険

にあらうような審査会があれば、こういうところで一応調査された内容だと評価の考え方とかというものは、やはり裁判所においても参考にされましょうから、

その意味では……。

我妻 事実上はここで作成した案がおそらくのまれるのだろうとは思うけれどもね。

我妻 事実上はここで作成した案がおそらくのまれるのだろうとは思うけれどもね。

我妻 事実上はここで作成した案がおそらくのまれるのだろうとは思うけれどもね。

我妻 だから行政委員会といふものは、

原子力事業者も賠償を個々には払わないし、保険会社も金を払わないということになつて、紛争という形になる。そこでここに乗せて、まとめて解決するということになるのかもしれませんね。

上の争いがあつても、審査会の裁定に従うというような実際上の運用でやっていなければ、相当円滑にいくのじやないかといふ考え方をしたのです。

鈴木 もつとも、委員会が動き出すよ

うな事態が生じたらそれこそ大変なこと

ですね。

ができたりすることによってさらにこれが修正され、完全なものになっていくことを希望しているわけです。

供給者としての立場は先ほどから話が出ているとおり求償権の問題でありまして、その点についてはいろいろむずかしい法律上の議論もあると思いますけれども、供給者という立場が、日本で作って日本のオーナー・オペレーターの方に供給するというだけではなしに、外国から輸入して供給するというようなこともあります。関係上、日本の法律が外国にわかりにくいというか、あるいは複雑な形におかれていますと、いろいろの疑惑を生じまして、具体的取引の上で支障があるというようなことが現実にもあります。そういう点について支障のないよう外國にもわかりやすいような形のものが出てくることを希望しているわけです。

保険料と補償料の料率の問題

堀井 これは小さい話になりますが保険料と補償料の料率の問題があります。補償料は本法の目的である原子力事業の健全な発展を期する意味からもおそらくアメリカのように手数料程度でやっていただけのところでも実はこんご特殊保険がどんどんできますと、こういうものの保険料がだんだん累加されていくわけ

です。ところがこの法案のそもそもの趣旨は、保険でカバーできないところは国家が補償するという立場なんでしょう。そうすると保険会社が大いに勉強されどんとお作りになると、結局業者の支払う保険料と補償料の総計はだんだん高くなる理屈です。そんな保険がなければ当然政府が補償してくれるのに、新しい保険が工夫されたばかりにその保険をかけなければならないという矛盾があるといふことを、商売人として申し上げておきます。

井上 その点率直に申し上げさせていただきますと、補償契約法の第三条で、保険でみることのできない穴については、政府が補償するということで、列挙主義で書いてあります。これ列举主義にしてしまった趣旨は、やはり地震とか噴火とか正常運転とか後発性障害とか、あるいは第四号で規定するかもしれないいろいろな問題、これについてはできるだけ列挙しておいたほうが事業者有利ではあるまいかという気持があつたわけです。保険会社の方にはなはだしいのではけれども、将来再保険市場で感じます。

我妻 しかし、もう一つのほうのボンビリティを勘案するというのが、まったくわからない。

井上 実際問題として正常運転による事故といふこともめったに起こらないと思しますし、それから地震、噴火に対しても、耐震計はしっかりとできていますので、こういうこともめったに起こらない。

事実、これから後発性障害も十年間は民間保険のほうでみていたいとして、十年以降の確率からいってもあまりない、そ

ういうことになりますと補償料はこの損害の対象にはつきり列挙主義でしておいたほうがいいのではなかろうかという配風水害その他特殊な危険に対する保険をどうすると保険会社が大いに勉強されどんとお作りになると、結局業者の支払う保険料と補償料の総計はだんだん高くなる理屈です。そんな保険がなければ当然政府が補償してくれるのに、新しい保険が工夫されたばかりにその保険をかけなければならないという矛盾があるといふことを、商売人として申し上げておきます。

井上 「補償料は補償契約金額に、補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする」ということになっているわけです。結局この字句そのまままで読めば、保険料的な性格です。国会における答弁でも、これは保険料的な性格のものであるというふうにいついていますが、提案大臣なり原子力委員の方の国会での御答弁で書いてあります。これ列举主義にしてしまった趣旨は、やはり地震とか噴火とか正常運転とか後発性障害とか、あるいは

契約を締結されるという工合にいかないものでしあうかね。そうしてもらえば、事業者は保険会社にだけ必要な書類と保険料・補償料の合計料金を支払っておけばどんな損害もカバーしてもらえることになつて安心である。あとはこの方面の専門家である保険業者の方で政府と然るべくやつてもらえれば、事業者としては書類作成も手続も二重にならずに済むし、損害発生のときも、やれ保険の対象だ、いや補償の対象だといった議論の渦中に入らなくてよいことになります。これは虫のよい考え方ですかね。

原子力事業従業員と労災法の問題

福田 それからこれはその後私のほうで考えていることですけれども、この法律では第二条の二項で「原子力事業者の

